

原油高騰の影に福祉の格差

「一時金支給」で「生保」以下の世帯を外す 08/1

一缶 1,700 円の灯油代は、我が家を直撃している。今の時期、昨年度までは灯油ストーブと電気コタツの二頭立ての暖炉を取っていた。今年は、灯油の大幅な値上げで電気コタツ一つに絞り込んでの生活が続く。

政府は、原油高騰救済に「一時金支給」をはじめた。各自治体は、政府の「一時金支給」にむけて、自治体ごとの独自の「一時金支給」に取り組んでいる。米子市も同様に始めた。

この政府の「一時金支給」に、「無いよりは益し」という声はあっても批判の声は少ない。政府は、「一時金支給」対象者を「生活保護世帯」に限定して自治体に 1/2 の財源補てんをする。

鳥取県は、この他に児童手当、児童扶養手当、障害者手当等の世帯も助成対象にしている。政府と県の「一時金支給」から、何も口挟む余地はないかのようにとれる。

しかし、この「一時金支給」は、福祉の格差を拡げ、市政運営の公平性を歪めている。今回の原油高騰救済は、生活困窮者への助成が目的とされている。

この目的から、政府、県が対象者としている方々だけが「生活困窮者」であろうか。生活保護世帯以下の収入での一人暮らしのお年よりやその他の世帯は、「一時金支給」の対象から外されている。

その理由に、市長は「国と県が対象にしている者以外は、財政補助が無い、生活保護世帯以下の収入の方についての「一時金支給」は、市独自では財政的に困難だ」と言う。

過っての「オイルショック」は、政府が財政的に全額面倒をみるという方法がとられた。今回の「一時金支給」は、自治体にとっても、生活保護世帯以下の収入のお年寄り世帯には、有難く無い「益し」にならない政府の「一時的な人気取り」の方策に映る。

米子市は、今回の「一時金支給」に限らない。昨年度からの「ゴミ有料化」の場合も、「ゴミ袋無償援助」で同様の扱いを行って現在も続いている。市長の掲げる「市政運営の公平性とはなにか」という定義が見えてこない。

政治に関わる者は、「弱い立場の者を照らす」というキーワードを、遠い過去に追いやってはならない。ワーキング、プアという社会構造の変化が続く中で、これらの「福祉の格差」によって、国民生活の最低保証と言われる「生活保護制度」の切り崩しも強まっている。福祉と扶助の根幹が問われている。